

## 報道資料（記者会見）

令和 8 年 4 月 記者会見

## 1. 件名

「こども家庭センター」を設置しました

## 2. 内容（目的，日時，場所，特徴等）

## 1. 設置経緯

児童福祉法の改正により，子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能は維持した上で全ての妊産婦，子育て世代，こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を子ども家庭相談課と母子保健課に設置いたしました。

## 2. こども家庭センターの相談・業務内容について

## ●子ども家庭相談課

児童家庭相談

子どもショートステイ

児童虐待について など

## ●母子保健課

母子健康手帳の交付

新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業

産後ケア（宿泊型・デイケア型・訪問型）

お子さんの発育発達や健康に関する相談

妊産婦の健康診査、乳幼児の健康診査・予防接種 など

## 3. 過去・現在及び今後の展開

・平成31年4月 子ども家庭総合支援拠点設置

・令和3年4月 子育て世代包括支援センター設置

・令和8年4月 こども家庭センター設置（子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの廃止）

## 今後の展望

子ども家庭相談課においては，ヤングケアラー支援や子育て世帯訪問支援事業などの新規事業を予定しています。

## 4. 添付資料

・リーフレット「八千代市こども家庭センター」

## 5. 主催・共催・後援

## 6. 問い合わせ先（住所，電話，担当課等）

八千代市市子ども部子ども家庭相談課

住所：八千代市大和田新田312-5

電話：047-421-6755

## 母子保健課

【対象】妊産婦、0歳～6歳のこども

【取組】保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などが、妊娠中の不安や子育て中の様々な悩みに、電話や来所面談、訪問で相談に応じます。

住所：八千代市ゆりのき台2-10 保健センター内

Tel：047-486-7250 相談専用：047-482-9533

受付時間：月～金 8:30～17:00

(祝日・年末年始除く)



## 子ども家庭相談課

【対象】妊産婦～18歳未満のこども

【取組】社会福祉士・精神保健福祉士・保健師などが、電話や来所面談、訪問で相談に応じます。

住所：八千代市大和田新田312-5 市役所2階

Tel：047-421-6755 相談専用：047-484-2954

受付時間：月～金 8:30～17:00

(祝日・年末年始除く)

◇地域子育て相談機関 身近な場所で、保育士などが育児の相談に応じます。

名称	電話番号	受付時間
子ども支援センター すてっぷ21大和田	047-411-6746	・月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～17:00 ・第1土曜 9:00～12:00
子ども支援センター すてっぷ21勝田台	047-487-4827	・月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～17:00 ・第3土曜 9:00～12:00
地域子育て支援センター こあら	047-450-0942	・月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～12:00・14:00～16:00
地域子育て支援センター あいあい	047-482-0952	・月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～12:00・14:00～16:00
地域子育て支援センター たんぽぽ	047-482-0925	・火・木・金 (祝日・年末年始除く) 9:00～12:00・14:00～16:00
米本南保育園	047-488-1627	・月・水・金 (祝日・年末年始除く) 9:00～12:00

◇虐待通告など

名称	電話番号	受付時間・相談内容
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～17:00 虐待相談、養護相談、障害・非行相談、 里親相談
子ども家庭110番	043-252-1152	毎日 8:30～20:00 虐待・しつけ・教育・知的障害などの 18歳未満の児童に関するあらゆる相談 ・児童虐待の通告は24時間365日

Memo



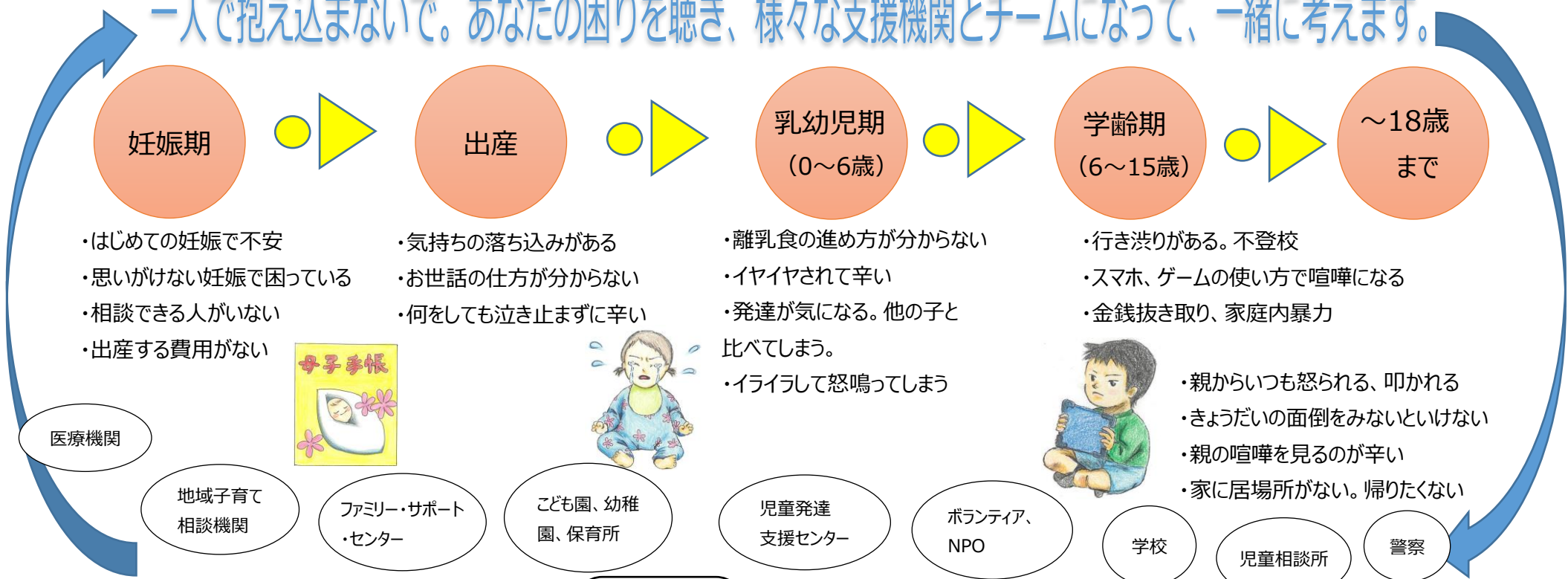
## 八千代市

### こども家庭センター

～妊娠から18歳未満のこどもと  
その家族の相談窓口～

こども家庭センターは、妊娠・出産、育児の不安、学校生活の悩み、ヤングケアラーや児童虐待などの様々な困りごとに、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの専門職がお話を伺い一緒に対策を考え、必要な支援機関と連携しながら、ご家庭をサポートします。

一人で抱え込まないで。あなたの困りを聴き、様々な支援機関とチームになって、一緒に考えます。



母子保健課

- ◇母子健康手帳の交付
- ◇伴走型相談支援  
妊婦・子育て家庭に保健師等が寄り添い、相談に応じて孤立感や不安感の軽減を目指します。
- ◇新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業  
訪問での育児相談を行います。
- ◇産後ケア（宿泊型・デイケア型・訪問型）  
母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後の生活を支援します。
- ◇お子さんの発育発達や健康に関する相談
- ◇妊娠期から子育て期の講座の開催
- ◇妊産婦の健康診査、乳幼児の健康診査・予防接種

子ども家庭相談課

- ◇児童家庭相談  
育児の悩み、しつけ、登校（園）渋り、家庭内トラブルなどの相談
- ◇ヤングケアラーに関すること  
家族の介護などで学校生活に支障がないか調査、支援体制づくり
- ◇子育て世帯訪問支援事業  
子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事、子育て等の支援を実施します。
- ◇子どもショートステイ  
家庭で一時的に養育が困難になったときに、お子さんを泊まりで預かります。
- ◇児童虐待について：通告や相談の受付、対応

# こども家庭センターのケース管理からの組織・役割分担

リスク

高

低

児童福祉機能  
(子ども家庭相談課)

統括支援員※1の設置 (R8)  
合同ケース会議開催

母子保健機能  
(母子保健課)

※1 社会福祉士などの児童福祉に係る資格を有し一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者

集中的支援が必要な者に対応  
集中対応チーム設置 (R7)  
社会福祉士設置※2 (R8)

※2 困難事例対応職員 (特定妊婦や、産後うつ、障害のある妊産婦等に対応)

地区担当保健師による、  
ポピュレーション対応※3  
(妊娠届出・健診・予防接種等)

※3 集団としての住民・人々に対して働きかけを行うことで集団全体のリスクを減らそうとする方法